

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による拉致問題は平成14年9月の小泉元首相の訪朝を契機として大きな転換点を迎え、同年10月に拉致被害者5名の帰国が実現した。

しかし、その後、この問題解決に向けての大きな進展はなく、いまだ政府認定の12名をはじめとする拉致被害者が北朝鮮に残されたままである。

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。拉致事件の発生から既に30年以上の時間が経過し、拉致被害者はもとよりその家族も日一日と年を重ねており、その解決には一刻の猶予もなく、これ以上時間を費やすことは許されない。

この現状を踏まえると、今まで以上に国・地方・国民が一体となって問題解決のために取り組む強い姿勢を、国の内外に明確に示すことが非常に重要である。

よって、国におかれては、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を一刻も早く救出し、拉致問題を完全に解決するため次の事項に積極的に取り組むよう強く求める。

- 1 政府認定の12名をはじめとするすべての拉致被害者を見捨てず、必ず救出することを宣言すること。
- 2 拉致被害者救出運動を進める諸団体との定期協議の場を設けるなど、拉致被害者の全体像の把握に努めること。
- 3 政府認定の12名をはじめとするすべての拉致被害者の情報を広く国民に公開するなど、国民世論への一層の啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊